

不安定就労者
再チャレンジ支援事業

企画書募集要領

東京労働局

不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領

1 総則

不安定就労者再チャレンジ支援事業（以下「事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業内容

事業の内容については、別添「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める。

事業の委託については、別途「不安定就労者再チャレンジ支援事業委託要綱」（以下「委託要綱」という。）に定める。

3 予算額

- ① 事業責任者1名分相当の人件費については、下記の金額を上限とする。（消費税及び地方消費税額を含む。）

	調達番号1 Aブロック
支払上限額	17,109,000 円
令和3年度	5,703,000 円
令和4年度	5,703,000 円
令和5年度	5,703,000 円

- ② 成果連動額は、下記の金額を上限とする。（消費税及び地方消費税額を含む。）

	調達番号1 Aブロック
支払上限額	216,160,000 円
令和3年度	82,600,000 円
令和4年度	123,480,000 円
令和5年度	10,080,000 円

4 企画競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、

契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 令和01・02・03年度(又は平成31・32・33年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、A、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

(4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと(企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。)

(5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法(昭和22年法律第141号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。)

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

5 企画競争に係る説明会の開催

説明会は開催しないため、事業内容等の質問等については、下記7を踏まえて、問い合わせること。

6 企画書募集要領を交付する日時及び交付方法について

令和3年3月23日（火）～令和3年4月9日（金）17時00分

企画書募集要領については、上記の期間中、東京労働局ホームページに掲載するので、ダウンロードの上、使用すること。

ダウンロードする場合は、必ず、下記担当者へメールすることとし、メールの件名は、本事業に係る企画書募集要項等の交付を希望するものであることが分かるものとし、メールの本文に所属・氏名・電話番号を記載すること。

メールアドレス：jakunen-tokyo@mhlw.go.jp

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階

東京労働局職業安定部職業安定課若年雇用係

担当：高柳・田頭・成井

TEL：03-3512-1657

7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和3年4月9日（金）12時00分まで

(2) 受付先 上記6に同じ

(3) 受付方法 メールにて受付する。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

(4) 回答期日 令和3年4月13日（火）17時00分までに、企画競争参加予定者に対してメールにて回答する。

ただし、企画競争に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

8 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

様式は自由とするが、すべてA4版とすること。

① 企画競争参加申込書

② 企画書

③ 企画書等要約表

④ 提出者の事業概要（会社案内等）

⑤ 過去3年間の事業実績を確認できる資料

⑥ 経費内訳書（見積書）

⑦ 参加資格確認書類（別添仕様書の別紙4-1から4-4）

⑧ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添仕様書の別紙4-5）

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和3年4月15日（木）必着

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

上記6に同じ

③ 提出部数

上記8（1）②③⑥については、正1部、副5部

上記8（1）①④⑤⑦⑧については、正1部

※副については、企業名、ロゴマーク等を一切記載せず提案者が特定できないようにすること。

④ 提出方法

書留郵便に限ることとし、提出期限までに到着するよう送付すること。また、封筒表紙に「不安定就労者再チャレンジ支援事業企画書在中」と朱書きすること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

キ この企画競争に参加を希望する者は、企画書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出しなければならない。

ク 上記キの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書等は無効とする。

9 評価の実施

(1) 「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書評価委員会設置要綱」に基づき、企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を契約候補者に選定する。

(2) 支出負担行為担当官東京労働局総務部長から、企画書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 評価の過程等については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、問い合わせには応じない。

(4) 評価の結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結

評価結果の通知後、双方で契約内容を確認し、支出負担行為担当官東京労働局

総務部長は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から「事業実施計画書」及び見積書を徴取し、内容の審査を十分に行った上で、契約を締結する。

11 その他

- (1) 企画書等及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要